

鴨川市福祉資金 コロナ特例貸付のご案内

●貸付対象●

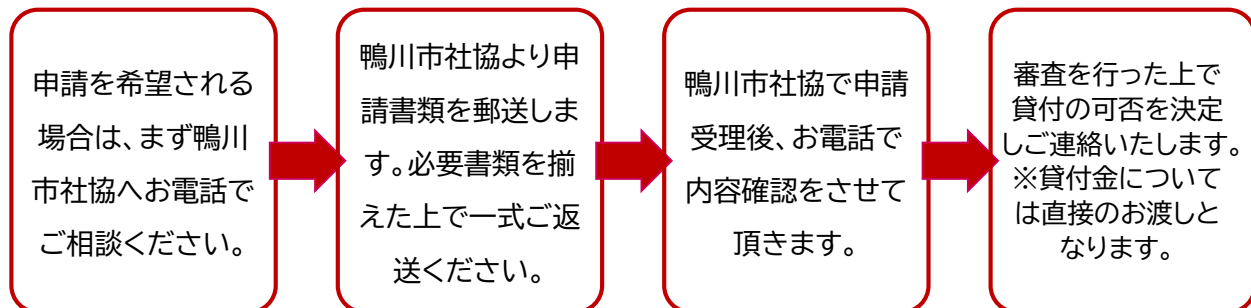
鴨川市内在住の方で新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等による収入減、または生活費の支出増加などで緊急かつ一時的に生計維持のための貸付を必要とする世帯。

※生活保護世帯、従前から就業していない世帯、暴力団および暴力団員の世帯、令和2年度内に鴨川市福祉資金(コロナ特例貸付)の借入が決定している世帯は原則対象外。

●貸付条件●

- ・貸付限度額:5万円
- ・据置期間(返済猶予期間):貸付した日から6か月以内
- ・償還期間(返済期間):据置期間経過後10カ月以内
- ・連帯保証人:不要
- ・貸付利子:無利子

●貸付申請の流れ●



●申請に必要な書類●

- ・借入申込書
 - ・借用書(シャチハタ不可。登録実印での押印)
 - ・本人確認ができる証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳などの顔写真が貼付された証明書)
 - ★印鑑証明書(3ヶ月以内のもの)
 - ★住民票(世帯全員分、3か月以内のもの)
- ★手数料が免除されますので、申請窓口で必ず「コロナ特例貸付用」とお伝えください。
- ・収入を証明する書類(給与明細、源泉徴収票、雇用契約書、通帳コピー等提出可能な書類) ※書類が揃わない場合はご相談ください。